

契約書及び重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています
(介護保険事業所番号 第0770102747号)

指定介護老人福祉施設

まちなか宝生園

令和 8年 8月 1日 作成

Ver.202608

目 次

契 約 書

第1条	契約の目的
第2条	契約期間
第3条	施設サービス計画
第4条	基本的権利
第5条	身体拘束の禁止
第6条	サービス提供の記録
第7条	利用料の支払い
第8条	利用料の変更
第9条	ご利用者の解約権
第10条	事業所の解約権
第11条	契約の終了
第12条	契約終了後の退居と精算
第13条	退居時の金品引き渡等
第14条	入院期間中の取り扱い
第15条	事故発生時の対応及び損害賠償
第16条	秘密保持・個人情報の保護
第17条	サービス提供に関する苦情
第18条	反社会的勢力の排除
第19条	身元引受人
第20条	契約外の事項

契約書別紙 介護老人福祉施設契約書別紙

重要事項説明書

1	事業所概要
2	施設の目的と運営方針
3	施設の概要
4	施設が提供するサービスの概要と利用料金
5	入居中の医療の提供及び緊急時の対応
6	施設が提供するサービスについて相談・要望・苦情等の窓口
7	非常災害対策・業務継続計画の策定
8	衛生管理及び感染対策について
9	緊急時・事故時の対応
10	高齢者虐待防止について
11	身体拘束について
12	ご利用者の安全並びに介護サービスの確保等
13	ハラスメント対応措置について
14	第三者による評価の実施状況
15	当施設をご利用する際にご留意いただく事項
16	その他

契 約 書

様（以下、「ご利用者」という）と指定介護老人福祉施設 まちなか宝生園（以下、「事業所」という）は、ご利用者が事業所から提供される介護老人福祉施設のサービスを受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約（以下「本契約」という）を締結します。

第1条 （契約の目的）

- 1 事業所は、介護保険法等の関係法令及び本契約書に従い、可能な限りご利用者がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話等のサービスを提供します。
- 2 以下の本契約に規定されている内容以外の重要事項については、「重要事項説明書」をもって契約内容といたします。
- 3 提供するサービスの種類または内容を変更する場合には、付属の「契約変更・更新合意欄」に必要事項を記入し、記名押印するとともに、変更事項に係る別紙を追加して添付します。

第2条 （契約期間）

- 1 本契約の期間は、令和____年____月____日の契約締結の日から始まり、ご利用者の介護認定有効満了日 令和____年____月____日までとします。
ただし、契約期間満了日以前に、入居者様が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護認定有効期間の満了日が変更された場合には、変更後の要介護認定期間の満了日をもって契約期間の満了とします。
- 2 契約期間満了の2週間前までにご利用者から解約の申し出がない場合、かつ、ご利用者が要介護認定更新で要介護1～5と認定された場合には、本契約は自動的に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。
- 3 前項によって本契約が自動更新された場合には、更新後の契約期間は、期間満了日の翌日から更新後の要介護認定有効期間の満了日までとします。この更新後における契約期間中にご利用者の要介護状態区分の変更があった場合の契約期間は、第1項ただし書と同様の取扱とします。

第3条 （施設サービス計画）

- 1 事業所は、介護支援専門員に、ご利用者のための施設サービス計画（ケアプラン）を作成する業務を担当させます。
- 2 担当介護支援専門員が、ご利用者のための施設サービス計画（ケアプラン）を作成する際には、ご利用者、ご利用者のご家族、ご利用者の後見人等の関係者から事情をよく聞いて、ご利用者の有する能力や置かれている環境に基づいて、ご利用者が最も人間的で自立した日常生活を送られるように配慮します。
- 3 ご利用者のための施設サービス計画（ケアプラン）を作成・変更する際には、担当介護支援専門員は計画または変更案の段階で、ご利用者のご家族またはご利用者の後見人が立合いの上、同計画案を入居者様に対して説明し、同意を得ることとします。

第4条 （基本的権利）

ご利用者は、事業所からサービスの提供を受けるにあたり、本契約において個々に定める他、次のとおりの権利を有することを確認し、事業所はサービスの提供にあたり、ご利用者の権利を尊重し、ご利用者はこれらの権利を行使することにより事業所から不当な取扱いを受けたり、差別的な対応を受けることはありません。

- 1 事業所によるサービス提供において、ご利用者の意思が最大限尊重されること
- 2 事業所によるサービス提供において、ご利用者のプライバシー・個人情報の守秘義務を遵守すること
- 3 ご利用者は施設での運営に重大な支障がない限り、個人の衣服や家具備品等を居室に持ち込むことができること

第5条 （身体拘束の禁止）

- 1 事業所は、サービス提供にあたり身体拘束その他、ご利用者の行動を制限する行為を行いません。ただし、ご利用者または他のご利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
- 2 前項ただし書きの規定に基づき身体拘束等の行為を行った場合には、事業所は、直ちにその日時、対応、ご利用者の心身状況、緊急やむを得ないと判断した理由、その他必要な事項について、サービス提供記録等の書面に記録します。

第6条 （サービス提供の記録）

- 1 事業所は、サービス提供をした際には、あらかじめ定めた施設サービス提供記録等の書面に、提供したサービス内容等の必要事項を記入し、ご利用者の確認を受けることとします。
- 2 事業所は、作成した施設サービス提供記録を5年間保管し、ご利用者の求めに応じて閲覧に供し、または希望によりその写しを交付します。

第7条 （利用料の支払い）

- 1 ご利用者には、事業所に対して、事業所から提供を受ける各種介護保険給付サービス並びに各種介護保険給付外サービスについて「重要事項説明書」利用料金表に記載したとおりの利用料をお支払いいただきます。
- 2 事業所は、ご利用者から利用料の支払いを受けたときは、ご利用者に対して領収書を発行します。

第8条 （利用料の変更）

- 1 事業所は、介護保険法その他の関係法令の変更、ご利用者の要介護度の変更その他の理由により、介護報酬のご利用者負担分、居住費及び食費に変更が生じた場合には、「重要事項説明書」記載の内容にかかわらず、当該理由による変更額を上限として変更後の介護報酬のご利用者負担分、居住費及び食費を請求することができるものとします。
- 2 介護保険給付対象外のサービス利用料を変更するには、ご利用者がその変更に同意することを必要とするものとします。
- 3 前2項のいずれにおいても、事業所はご利用者、ご利用者のご家族、ご利用者の後見人等の関係者に対して変更の理由を十分に説明します。
- 4 ご利用者は第1項に定める変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

第9条 （ご利用者の解約権）

- 1 ご利用者は事業所に対し、いつでも本契約の解約することができます。この場合、ご利用者は契約終了を希望する日の2週間前までに事業所へ申し出るものとします。
- 2 事業所が、介護保険法その他関係法令及び本契約に定める債務を履行しなかった場合または事業所及び事業所職員がご利用者に対し、不法行為を行った場合には、いつでも本契約を解約することができます。この場合は、解約の意思表示が事業所に到達した時点で契約は終了します。

第10条 （事業所の解約権）

事業所は、ご利用者が次の各号に該当する場合には、2週間以上の予告期間をもって本契約を解約することができます。

- 1 ご利用者が正当な理由なく、第7条記載の利用料の支払いを3ヶ月以上滞納したとき。
- 2 ご利用者の健康や身体状態が悪化し、生活の場である施設での暮らしが継続困難になった場合。
- 3 ご利用者が重大な自傷行為を繰り返すなど、自殺をするおそれが極めて大きく、事業所において十分な介護を尽くしてもこれを防止できないとき。
- 4 ご利用者の行動が、他のご利用者の生命または健康に重大な影響を及ぼす恐れがあり、事業所において十分な介護を尽くしてもこれを防止できないとき。
- 5 ご利用者、ご利用者ご家族、契約代行者様の言動が社会通念上不相当なものであって、施設運営及び職員の就業環境が害されると判断された場合。

第11条 （契約の終了）

次の各号に該当する場合は、本契約は終了します。

- 1 第2条1項及び2項により、契約満了日の2週間以上前までにご利用者から更新解約の申し入れがあり、かつ契約期間が終了したとき。
- 2 要介護認定の更新において、ご家族が自立または要支援と認定されたとき。
- 3 ご利用者が死亡したとき。
- 4 ご利用者について病院または診療所に長期に入院する必要性が生じ、その病院または診療所においてご利用者を受入れる態勢が整い、退居が明確になったとき。
- 5 ご利用者について他の介護保険施設への入居が決まり、その施設においてご利用者を受入れる態勢が整い、退居が明確になったとき。

第12条 （契約終了後の退居と精算）

- 1 本契約終了後、ご利用者はただちに本施設を退居します。
- 2 第11条三号により退居する場合は、居室の引渡日をもって退居日とし、退居日までの利用料金の精算を事業所にさせていただきます。
- 3 契約期間中に契約が終了した場合、サービスの未給付分について事業所がすでに受領している利用料があるときは、ご利用者に対し未給付に対する金額を返還します。

- 4 本契約終了によりご利用者が本施設を退居することになったときは、事業所はあらかじめご利用者の受入先が決まっている場合を除き、居宅介護支援事業所またはその他の保健機関、医療機関、若しくは福祉サービス機関等と連携し、ご利用者の生命・健康に支障がないよう円滑な退居のために必要な援助を行います。

第13条 （退居時の金品引き渡等）

本契約が終了した場合、事業所はご利用者に対して事業所が保管している金品及びご利用者が保有していた金品をご利用者またはご利用者の後見人に対して引き渡します。ただしご利用者が死亡しているためご利用者ないしご利用者の後見人に対して引き渡すことができないときは、身元引受人に引渡します。

第14条 （入院期間中の取り扱い）

ご利用者が入院後おおむね3か月以内に退院することが見込まれ、かつその期間内に退院した場合は、事業所は、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後、円滑に再入居できるように努めます。

第15条 （事故発生時の対応及び損害賠償）

- 1 事業所は、ご利用者に対する介護サービスの提供にあたって事故が発生した場合は、すみやかにご利用者のご家族、ご利用者の後見人等の関係者に連絡をするとともに、必要な措置を講じます。
- 2 前項の場合において、ご利用者に損害が発生した場合は、事業所はすみやかにご利用者に生じた損害を賠償します。ただし、事業所に故意過失がない場合にはこの限りではありません。
- 3 前項の場合において、当該事故発生につきご利用者に重過失がある場合は、損害賠償の額を減じることができます。

第16条 （秘密保持・個人情報の保護）

- 1 事業所は、業務上知り得たご利用者またはそのご家族の個人情報（個人情報保護法における定義に従います）を正当な理由なく、契約中及び契約終了後も第三者に漏らしません。
- 2 前項の規定にかかわらず、事業所は、ご利用者またはそのご家族の同意を得た場合には、市町村、介護支援事業所との連絡調整その他必要な範囲内で、同意した者の個人情報を用いることができるものとします。

第17条 （サービス提供に関する苦情）

- 1 ご利用者、ご利用者のご家族、ご利用者の後見人は、事業所が提供する介護サービス等に疑問や苦情がある場合、いつでも「重要事項説明書」記載の苦情受付窓口にお問い合わせや申し出をすることができます。その場合、事業所はすみやかに事実関係を調査し、その結果、改善の必要性の有無並びに改善の方法についてご利用者に文書で報告します。
- 2 ご利用者、ご利用者のご家族、ご利用者の後見人から前項の問い合わせあるいは申し出がなされたことをもって、ご利用者が不利益や差別的な取扱いを被ることはありません。

第18条 （反社会的勢力の排除）

- 1 ご利用者、ご利用者の身元引受人様、ご利用者の後見人は、事業所に対し、契約時ににおいて、ご利用者、ご利用者の身元引受人様及びその親族、ご利用者の後見人が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力に該当しないことを証明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
- 2 ご利用者、ご利用者の身元引受人様、ご利用者の後見人は、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。
 - 一 暴力的な要求行為
 - 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 三 本契約に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - 四 風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて事業所の信用を毀損し、または事業所の業務を妨害する行為
 - 五 その他前各号に順ずる行為
- 3 事業所は、ご利用者、身元引受人様及びその親族、ご利用者の後見人が、反社会的勢力に属すると判明した場合、催告することなく、本契約を解約することができるものとします。

第19条 （身元引受人）

- 1 ご利用者は、身元引受人を1人以上立てるものとします。身元引受人を立てることができないと認められる相当な理由がある場合には、これを立てないことが可能です。但し、その際は、成年後見人等を立てご利用者の代理人として対応いただくことを条件とします。
- 2 前項の身元引受人は、ご利用者の連帯保証人として、本契約から生じるご利用者の事業所に対する一切の債務の履行について、極度額として月額利用料の24か月分の範囲内において連帯して保証するものとします。
- 3 身元引受人は、前項の責任のほか、次に定める責任を負います。
 - 一 ご利用者が疾病等により医療機関に入院する場合に、入院申込、費用負担などの入院手続を円滑に遂行すること。
 - 二 本契約が終了した場合に事業所と協力してご利用者の状態に応じた受入先を確保すること。
 - 三 ご利用者が死亡した場合またはその他契約が終了した場合には、ご利用者の死亡日またはその契約終了日から14日以内に残置品（居室内に残置する日用品や身の回り物品等であり、高価品は除く）の引取りなど必要な処理を行なうこと。同期限内に残置品の引き取りが無い場合には、事業所が残置品の処分を行い、その費用については身元引受人が負担するものとする。
- 4 身元引受人が本契約存続中に死亡もしくは辞退等をした場合には、新たに身元引受人を立てると共に、前身元引受人との利用料などの経済的な債務等につき、新身元引受人はご利用者と連帯してその履行の責任を負うものとします。
- 5 身元引受人の請求があったときは、事業所は、身元引受人に対し、遅滞なく、利用料等の支払い状況や滞納金の額、損害賠償の額等、ご利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供します。

第20条 （契約に定めのない事項）

本契約に定めのない事項につて、疑義が発生したときは、介護保険法その他諸法令の定めるところを尊重し、ご利用者、ご利用者のご家族、ご利用者の後見人との間で協議の上、誠意を持って解決します。